

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### ニッキグループコーポレートガバナンス基本方針

当社グループは、透明性・公平性を確保のうえ、意思決定の迅速化など経営の効率化を進め、事業環境や市場の変化に機動的に対応し業績の向上に努めるとともに、内部統制体制の構築・強化およびその実効的な運用を通じて経営の健全性を維持し、もって更なる企業価値の向上を図ることを基本とし、次の考え方方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

#### 1. 株主の権利・平等性の確保

当社は、金融商品取引法および東京証券取引所が定める適時開示規則を遵守し、適切な情報開示を行う。また、これらの法令や規則による開示に該当しない情報でも、適時開示の原則を考慮して開示し、迅速で公正な情報提供に努める。また、株主総会における決議事項について、議決権行使結果の分析を行い、株主の権利の確保に努める。

#### 2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、「先端技術の開発に努め、お客様、市場との率直な対話を通じて、付加価値の創造と共有を図り、社会に貢献する」ことの実現に向け、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。

#### 3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、会社の財務状況を法令に基づき適切に開示する。こうした活動を通じて、ステークホルダーとの信頼関係を深め理解を得ることに努める。また、重要と判断される非財務情報についても適時開示を行ない、意思決定に関する透明性を確保する。情報開示の手段拡大の一環として、当社ウェブサイトの有効活用を図る。

#### 4. 取締役会等の責務

(1) 取締役会は、経営に関する重要な事項(事業戦略・中期経営計画等の基本方針、財務に関する事項、重要な人事及び組織に関する事項、その他重要な業務執行に関する事項等)を決議する。

(2) 取締役会は、経営陣によるリスクテイクを支持する環境を整備していく。

(3) 取締役会は、経営の迅速な意思決定と効率化を主眼として、株主に対する受託者責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役の業務執行等経営全般に対する実効性の高い監督機能を発揮する。

#### 5. 株主との対話

当社は、株主との建設的な対話について真摯に取り組む。株主総会の場以外に、投資家向け決算説明会等を開催し、当社経営方針について株主の理解を得るよう努める。また、更なる企業価値の向上を目指し、投資家フェアなどのIRイベントに参加し株主・投資家の理解を得るよう努める。

なお、ニッキグループコーポレートガバナンスガイドラインとして、取締役会、監査役会、内部統制委員会等 ガバナンス体制を当社ホームページ <http://www.nikkinet.co.jp/>に開示しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[\[更新\]](#)

#### 【補充原則1-2-4. 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

当社は、議決権行使の電子化や株主総会通知の英訳は行っておりません。引き続き、海外投資家の比率や費用など総合的に勘案して開示を検討してまいります。

#### 【補充原則4-2-1. 中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定】

取締役の報酬については、各人の役位・在勤年数などをもとにして基準を定めております。その基準をベースとして、当社の財政状態、経営成績、経営環境、業績貢献度等を総合的に勘案して、株主総会で決議された総額の範囲内で決定しております。引き続き、報酬が健全なインセンティブとして機能するよう中長期的な業績と連動する報酬制度や自社株報酬制度の導入について検討してまいります。

#### 【補充原則4-11-3. 取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果概要の開示】

取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期時に開催し付議事項について取締役どうし活発に意見交換しており、必要に応じて適宜臨時に開催することとしております。取締役会では社外取締役の意見を求め、それを踏まえて意思決定を行い、決定に基づく業務の執行については、業務分掌規程に基づいて、それぞれ各部門担当役員の責任の下、実施することとしております。また、社外取締役を含めて定期的にレビューを行い、取締役会全体の実効性を高めております。引き続き、レビュー結果について開示を検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

##### <政策保有に関する方針>

当社が政策保有株式として保有する株式は、取引先などの株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としております。当該投資先企業の株式保有によって当社の企業価値が高まり、株主・投資家の皆様の利益に繋がると判断される場合において、このような株式を保有する方針としております。

##### <議決権行使の基準>

政策保有株式に係る議決権行使については、当該企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。

#### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社の役員と当社との取引は、原則として禁止されており、またその確認手続きを定期的に行っております。しかし、承認する必要が認められる

場合は、取締役会にてその内容を審議し、決議することとしております。また、主要株主と当社との取引についても、その適切性について承認する必要が認められる場合は、取締役会にてその内容を審議し、決議することとしております。

#### 【原則3－1. 情報開示の充実】

- (1) 経営理念については、当社ウェブサイトに掲載しているほか、中長期的な企業価値・株主共同の利益向上への取組みとして、有価証券報告書[http://www.nikkinet.co.jp/ir/pdf/financial\\_report\\_125.pdf](http://www.nikkinet.co.jp/ir/pdf/financial_report_125.pdf)に掲載しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書のニッキグループコーポレートガバナンス基本方針にて開示しております。
- (3) 当社の取締役報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で決定することとしております。各取締役の報酬については、各取締役の職位・職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる金額を支給水準とする月次の一定金額報酬として決定することとしております。なお、社外取締役も含め、決定までのプロセスを確認し意見交換を行っております。
- (4) 取締役会において、社外取締役とも意見交換をし、取締役・監査役の候補者を決定しております。当該決定に当たっては、高い倫理観と品格を兼ね備え、取締役会議案審議に必要な広範な知識、経験及び実績を具备していること、管掌部門の問題を的確に把握し、他の役員と協力して問題を解決する能力があること、業務全般に精通し、バランス感覚・責任感・リーダーシップ・決断力を有すること、人望があり、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有することを基準としております。
- (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名については、株主総会招集通知の株主総会参考書類において全ての候補者の選任理由を記載しております。

#### 【補充原則4－1－1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会においては、取締役会規則として決議事項を明確にしております。決議事項は (1)取締役、会社間の取引に係る重要な事項 (2)会社と取締役との利益相反する取引に係る重要な事項 (3)取締役の競業取引に係る重要な事項 (4)取締役の業務執行の状況 (5)その他取締役会が必要と認めた事項 (6)連結業務に関する事項としております。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程に基づいて、それぞれ各部門担当役員の責任の下実施しております。そして取締役会は、当該取締役の業務執行について監督機能も担っております。

#### 【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名となっております。本体制により、取締役会の活性化、コンプライアンス体制の強化を図るとともに、経営の公正性及び透明性を確保しております。また、外部的視点からの社内取締役に対する監視機能についても、十分に確保されております。

#### 【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

- 当社は社外取締役・監査役の独立性判断基準を以下の通りと定め、以下の事項に該当しない場合、独立性を有すると判断しております。
1. ニッキグループで過去10年以内業務を執行したことがある者
  2. 専門家(法律、会計、税務)としてニッキグループより直近事業年度で1000万円/年以上の報酬を受けている者(組織に属する者を含む)
  3. 取引先(直近事業年度の取引額が当社の連結売上高の2%以上)の業務執行者
  4. ニッキグループより直近事業年度で多額の寄付、助成金(1000万円/年以上)を受けている団体の業務執行者
  5. 主要取引銀行の業務執行者
  6. 主要株主(持株割合10%以上)の業務執行者
  7. 1から4に該当する者の近親者(2親等以内)

#### 【補充原則4－11－1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会が活発な議論や検討ができ効果的に機能するよう、専門知識や経験などのバックグラウンドが異なる多様な人材を登用しております。また、更なる活性化を図るため複数の社外取締役を選任しております。

#### 【補充原則4－11－2. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の社外取締役・社外監査役は他の上場会社等の役員を兼任しておりますが、その状況については株主総会招集通知にも記載されており、合理的範囲内と判断しております。社内取締役・社内監査役は、グループ子会社の役員を兼任しておりますが、当社グループ全体としての経営効率化のためあり、本来業務に対して十分な時間・労力を振り向けられる体制となっております。役員兼任の状況については、有価証券報告書に記載しております。

#### 【補充原則4－14－2. 取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役に対しては、自らの役割や責務を果たすため、トレーニングの機会を設けております。取締役は、高いリーダーシップを身につけるとともに経営者としての素養・財務に関する知識・会社法に関する知識等、適切な経営判断を行う能力を培うため、また、監査役は、法律・財務及び会計・経営などの知見の向上のため、積極的に外部研修機関を活用しております。

#### 【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、株主・投資家との建設的な対話を促進し、経営方針等の理解や信頼関係の構築ができるよう努めております。当社では、IR活動の主管担当部署を総務部経理課としているほか、株主や投資家に対して、半期ごとに決算説明会を開催しております。また、幅広いステークホルダーへの情報提供を実施するため、当社HP上で資料を開示して情報公開に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	2,320,000	23.20
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505277	480,000	4.80
谷電機工業株式会社	402,000	4.02
株式会社横浜銀行	400,000	4.00
光陽投資有限公司	400,000	4.00
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 ソニー株003口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	400,000	4.00
株式会社富士精機製作所	306,000	3.06
株式会社神奈川銀行	260,000	2.60
株式会社りそな銀行	250,000	2.50
ニッキ協力企業持株会	214,000	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 順哉	弁護士											
松村 隆	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 順哉	○	—	佐藤順哉氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、有用な意見をいただくことを期待するためであります。 同氏は、企業法務の分野を専門とする著名な弁護士であることから、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 また、同氏を独立役員として選任したのは、当社との間で特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断したためであります。
松村 隆	○	—	松村隆氏は、公認会計士の資格を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっている経験を活かし専門的見地から、有用な意見をいただくことを期待するためであります。 同氏は、公認会計士としての長年の経験から、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 また、同氏を独立役員として選任したのは、

当社との間で特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人である監査法人から監査報告を定期的に受けており、また、監査役と会計監査人との意見交換の場も必要に応じ設けられ、相互連携を行っております。監査役は、取締役会、内部統制委員会、品質管理委員会、環境管理委員会その他関連する会議等へ出席するほか、取締役社長との定期的な会合等を通じて各体制の整備状況等について把握し、必要に応じ各体制の整備状況等について報告を求めております。また、財務報告体制、会計処理、計算書類などについて定期的に会計監査人、内部監査部門と情報及び意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
染野 光宏	他の会社の出身者													
夏目 岳彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
染野 光宏	○	—	染野光宏氏は、公認会計士としての豊富な経験を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっており、経営監視機能の客観性・中立性を確保でき、また、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断されるためであります。
夏目 岳彦	○	—	夏目岳彦氏は、公認会計士としての豊富な経験を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっており、経営監視機能の客観性・中立性を確保でき、また、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断されるためであります。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員全員(社外取締役2名及び社外監査役2名)は独立役員の資格を充たしており、全員、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

今後、役員報酬全般についての見直しを図り、新しい役員報酬制度の中で検討を進めて行く予定です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額につきましては、有価証券報告書及び事業報告において開示しており、その内容は当社のホームページにおいても掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員等の報酬については、当社の財政状態、経営成績、経営環境、業績貢献度等を総合的に勘案して決定しており、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で支給しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては定期的に経営情報を伝達し、内容について取締役から説明を行っております。また、社外監査役に対しては定例の監査役会において経営事項についてのレビューを行っております。

### 2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状のコーポレートガバナンス体制の概要につきましては、ニッキグループコーポレートガバナンスガイドラインとして当社ホームページ<http://www.nikkinet.co.jp>に開示しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して経営の透明性を高め、公正な経営を実現することを目指しており、取締役会、監査役会、内部統制委員会は、当社グループの企業統治の観点から有効に機能していると考えております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算報告及び当該年度の経営戦略等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、適時開示資料及び株主総会招集通知等の各IR資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部(経理課)が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	先端技術の開発に努め、お客様、市場との率直な対話を通じて、付加価値の創造と共有を図り、社会に貢献してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>株式会社ニッキは、多様化するエネルギー資源の有効活用に役立ち、環境保全に寄与する燃料供給システムの開発・製造を行い、社会に貢献してまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 廉棄物の削減、リサイクルの推進、省資源、省エネルギー、グリーン調達、有害化学物質の削減、及び環境配慮型製品の開発・設計・生産・販売により、汚染の予防と循環型社会の実現、及び生物多様性の維持に努めます。</li><li>2. 法規制、条例、及び当社が同意するその他の要求事項を遵守するとともに、必要に応じ自立的な基準を設定し、健全で快適な環境の確保に努めます。</li><li>3. 環境保全活動に関する情報開示と地域社会とのコミュニケーションに努めます。</li><li>4. 事業活動の諸条件を反映した目的・目標を定め運用し、更にその実施状況を定期的に評価・見直しを行います。</li><li>5. 環境パフォーマンス向上のため、定期的に外部審査機関によるISO14001審査・内部監査・マネジメントレビューを行い、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。</li><li>6. 教育及び啓蒙活動を通じ全要員に周知徹底します。</li></ol>

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」といいます)の整備に関する基本方針の内容は次のとおりであります。  
基本方針

当社は、企業倫理の徹底と合理的且つ効率的で透明性の高い経営姿勢を貫き、企業価値を高め、社会から信頼と尊敬される企業として持続的発展をめざす。そのため内部統制システムの整備・運用を経営の重要な課題として認識し、全社活動として取組む。内部統制体制として「内部統制委員会」を設置し、内部統制全般に係るマネジメントシステムの継続的改善を図る。具体的には以下の体制づくりに取組む。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員規定及び役員行動規範の遵守を周知徹底し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会・経営会議等の議事録、並びに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係わる文書及び情報については、役員規定、文書管理規定及び、情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存・管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、常時、これら文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント規程に基づき、業務執行に係わる各種のリスクを適切に洗い出し、リスクの分析評価を行うとともに、重大な損失を及ぼすおそれのあるリスクについては、適切な処置を行う。また、当社及び子会社においては、定期的な内部監査の実施により、リスク管理に係わる整備・運用状況を監査し、その結果について、内部統制委員会でマネジメントレビューを行う。
- (2) リスクその他重要事実に応じた有事の際の、迅速且つ適切な情報伝達と開示体制を整備する。

#### 4. 当社取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、社長以下取締役、監査役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程に基づいて、それぞれ各部門担当役員の責任の下、実施する。
- (3) 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
  - 1) 取締役、社員が共有する全社的なビジョンと目標を定め、この浸透を図ると共に、経営の羅針盤として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
  - 2) 各部門担当役員は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の目標と具体的な施策を定めた年度業務計画を策定する。
  - 3) 年度業務計画の実績は、毎月全取締役が出席する業績ヒヤリング会議にて報告され、目標達成状況のレビューと結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保している。その議事録はマネジメントレビュー会議記録として、文書管理規程に基づき保管される。
- (4) 当社は中期経営計画を具体化するため、子会社の取締役に対し、毎事業年度ごとに各子会社の年間業務計画を策定させ、月度業績報告を提出させる。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、企業行動憲章及び従業員行動規範を定め、周知徹底する。コンプライアンス違反行為があつた場合は、就業規則に則り、「賞罰委員会」において適正に処分する。
- (2) 内部監査部門として、客觀性と公平性を確保するため、執行部門から独立した統合マネジメントシステム室を設置し、内部監査を行う。
- (3) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として、内部通報システム運用規程に基づき、匿名で通報できることを保障するシステムを整備し運用する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- (4) 取締役及び内部通報情報受領者は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業における業務の適正を確保するため、当社にグループ企業の内部統制を担当する関係会社室を設置すると共に、当社の経営理念、企業行動憲章及び従業員行動規範を展開する。グループ企業各社は、これを基本に自社の特性を勘案して諸規程を定める。
- (2) 経営管理については、関係会社管理規程に基づき、目標と具体的な施策を定めた年度業務計画の策定と月度業績報告の提出を義務付けると共に、当社の経営会議で定期的に報告・決裁を行う制度により、グループ企業の経営管理を行う。
- (3) 取締役及び関係会社室長は、グループ企業において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
- (4) 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、或いはその他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部通報システムにより情報受領者経由で「内部統制委員会」へ報告される体制とする。重大性に応じて、「内部統制委員会」が担当部門と協議の上、再発防止策を策定し、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、全社的にその内容を周知徹底する。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助者を置く。
- (2) 監査役補助者は業務執行部門からの独立性を確保すると共に、その人事異動、人事考課については監査役の事前同意を得る。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、専任または兼任を可能とするが、監査役の指揮命令に従わなければならない。

#### 8. 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制は、四半期毎の内部統制委員会、環境管理委員会、毎月の取締役会、業績ヒヤリング会議、品質管理委員会及び毎週の経営会議の場とし、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- (3) 当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社の関係会社室長経由で、監査役に対して報告を行う。なお、当社は当社の監査役へ報告を行った当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な扱いを行わない。

#### 9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときには、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - (2) 内部監査部門の統合マネジメントシステム室と緊密に連携し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うため、内部監査部門が内部統制活動の整備・運用状況を監査し、内部統制委員会へ報告する。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制  
取締役並びに監査役及び従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為は行わない。  
また、不当要求等に対しては、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社の取締役並びに監査役及び従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為は行わない。  
また、不当要求等に対しては、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

#### 1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もつとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。このような大規模な買付行為や買付提案を行なう者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

#### 2. 取組みの具体的な内容

##### (1) 基本方針の実現に資する取組み

1) 当社グループでは、着実に利益を生み出し成長しつづけていくために、中期経営計画の施策に基づき強靭な企業体質の構築及び成長戦略の推進を強力に進めています。これらの施策を確実に遂行することで、当社グループは中長期的な成長を確実なものとし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指します。

2) 当社は、「合理性、透明性の高い経営を実践し、企業価値を高め、社会から信頼される会社をめざす。」との経営理念に基づいて経営活動を行い、広く社会から期待される企業となるべくコーポレートガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることができることが、コーポレートガバナンスの基本であると認識しております。当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るために取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また、平成27年6月26日開催の当社定時株主総会により新たに社外取締役1名を追加選任いただき、社外取締役2名体制とし、ガバナンスのより一層の強化を図って参りました。なお、上記の社外取締役は東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしております。また、役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動憲章」とび「従業員行動規範」を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めております。また、当社は監査役会設置会社を採用しております。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催(監査役も毎回出席)し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役会は、2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

(2) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして当社は、平成28年6月29日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)として買収防衛策を継続いたしました。具体的には、議決権割合が25%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとするとする大規模買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。大規模買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと独立委員会が判断した場合には、対抗措置の発動(大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等の実施)を取締役会に勧告いたします。また、対抗策の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動・不発動の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、適時・適切に当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

3. 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### (1) 株主意思の反映

本プランは、平成28年6月29日開催の定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期限(3年)終了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

##### (2) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆様に公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

##### (3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と同様であります。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### <適時開示に係わる体制>

当社及び子会社の決定事実、発生事実、決算に関する情報については社内各部署にて把握を行い内部統制委員会及び総務部にて取り纏めており、各部署における開示該当事項については経営会議、取締役会にて報告・決議されております。また、開示該当事項については総務部にて確認し、開示を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制

